

# 審 査 基 準

平成 2 1 年 6 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第104条の 4 第 6 項
処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付
原権者 ( 委任先 ) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項 ( 申請による取消し ) 道路交通法施行令第39条の 2 の 4 ( 運転経歴証明書の交付 )
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : ( 1 ) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 ( 2 ) 各警察署及び広域交番 1 4 日
申 請 先 : 島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
問 い 合 せ 先 : 島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
備 考 :